

産業建設常任委員会記録

令和6年 第1回定例会																	
1 日 時	令和6年3月14日（木） 午前10時00分 開会 午後 1時22分 閉会																
2 場 所	第1委員会室																
3 出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">小 島 実</td> <td>委員長</td> </tr> <tr> <td>大 島 久 幸</td> <td>副委員長</td> </tr> <tr> <td>駒 場 久 和</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>橋 本 修</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>宇賀神 敏</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>石 川 さやか</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>鈴 木 毅</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>関 口 正 一</td> <td>委員</td> </tr> </table>	小 島 実	委員長	大 島 久 幸	副委員長	駒 場 久 和	委員	橋 本 修	委員	宇賀神 敏	委員	石 川 さやか	委員	鈴 木 毅	委員	関 口 正 一	委員
小 島 実	委員長																
大 島 久 幸	副委員長																
駒 場 久 和	委員																
橋 本 修	委員																
宇賀神 敏	委員																
石 川 さやか	委員																
鈴 木 毅	委員																
関 口 正 一	委員																
4 欠席委員	大 島 久 幸 副委員長（午後）																
5 委員外出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">阿 部 秀 実</td> <td>議員</td> </tr> <tr> <td>梶 原 隆</td> <td>議員</td> </tr> <tr> <td>舩 生 雅 秀</td> <td>議員</td> </tr> <tr> <td>早 川 勝 弘</td> <td>議員</td> </tr> <tr> <td>橋 本 勝 浩</td> <td>議員</td> </tr> </table>	阿 部 秀 実	議員	梶 原 隆	議員	舩 生 雅 秀	議員	早 川 勝 弘	議員	橋 本 勝 浩	議員						
阿 部 秀 実	議員																
梶 原 隆	議員																
舩 生 雅 秀	議員																
早 川 勝 弘	議員																
橋 本 勝 浩	議員																
6 説 明 員	別紙のとおり																
7 事務局職員	渡辺 議事課長 柳田 書記																
8 会議の概要	別紙のとおり																
9 傍 聴 者	2人																

産業建設常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
副市長		福田 義一	1名
経済部	経済部長	竹澤 英明	9名
	産業振興課長	能島 賢司	
	産業誘致推進室長	鈴木 淑弘	
	観光交流課長	渡辺 靖	
	農政課長	池澤美紀子	
	農村整備担当主幹	藤田 敏明	
	林政課長	福田 光広	
	観光交流課課長補佐	野口 敦	
	堆肥化センター所長	古澤 隆	
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	橋本 寿夫	1名
環境部	環境部長	関口 守	7名
	環境課長	別井 涉	
	廃棄物対策課長	金子 尚己	
	環境課課長補佐	大出 薫	
	廃棄物対策課長補佐	渡邊 教生	
	環境課環境保全係長	川田 武	
	廃棄物対策課廃棄物対策係長	橋本 浩一	
都市建設部	都市建設部長	小磯 栄一	9名
	都市計画課長	柏崎英一郎	
	整備課長	山田 治夫	
	維持課長	湯沢 浩	
	建築課長	湯澤 一公	
	建築指導課長	塙 純人	
	都市計画課長補佐	井戸圭一郎	
	維持課路政係長	川田 陽一	
	建築家住宅係長	神山 俊洋	
上下水道部	上下水道部長	高村 秀樹	8名
	企業経営課長	倉澤 弘	
	水道課長	関口 正視	
	下水道課長	上田 悦久	
	企業経営課長補佐	峯田 清美	
	下水道事務所長	高久 治勇	
	企業営業課下水道経営係長	岡崎 康衣	
	水道課浄水施設係長	大川 秀一	
総合政策部	地域課題対策課長	大場 隆光	1名
合 計			36名

産業建設常任委員会 審査事項

- 1 議案第 2 号 令和6年度鹿沼市一般会計予算について
- 2 議案第 4 号 令和6年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算について
- 3 議案第 9 号 令和6年度鹿沼市水道事業会計予算について
- 4 議案第10号 令和6年度鹿沼市下水道事業会計予算について
- 5 議案第11号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第11号）について
- 6 議案第19号 市道路線の認定について
- 7 議案第20号 市道路線の廃止について
- 8 議案第21号 市道路線の変更について
- 9 議案第31号 鹿沼市都市農村交流施設条例の一部改正について
- 10 議案第32号 鹿沼市前日光あわの山荘条例の廃止について
- 11 議案第33号 鹿沼市市営住宅条例等の一部改正について
- 12 議案第34号 鹿沼市みちの休憩所条例の一部改正について
- 13 議案第35号 鹿沼市上下水道事業経営委員会条例の制定について

令和6年第1回定例会 産業建設常任委員会概要

○小島委員長 開会に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお話願います。

また、付託された案件につきましては、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

スムーズな進行をお願いするためにも、今委員会からは、執行部の回答、説明を、2回目からは、所属、お名前を言わないで結構です。

私のほうで「どうぞ」と言いますから、回答、説明してください。

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案13件であります。

それでは、早速、審査を行います。

はじめに、議案第2号 令和6年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 はい、産業振興課長の能島です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号 「令和6年度鹿沼市一般会計予算」のうち、経済部及び農業委員会事務局所管の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

予算に関する説明書、一般会計の5ページをお開きください。

下から3段目、2款 地方譲与税 3項1目 森林環境譲与税 1億4,153万3,000円につきましては、森林整備や担い手の確保、木材の利用促進などを目的に、国が配分する譲与税であります。

次に、9ページをお開きください。

一番下の段、14款 使用料及び手数料 1項1目 総務使用料、ページをめくっていただきまして、12ページ、一番上の段の説明欄、地域振興使用料のうち、水源地域振興拠点施設使用料 163万円につきましては、そばや軽食を提供する飲食施設などの施設使用料であります。

次に、下から2段目、5目 農林水産業使用料の説明欄、農業振興使用料のうち、農業近代化施設使用料 3,572万1,000円につきましては、鹿沼市農業公社敷地に設置されております、大規模乾燥貯蔵施設等の使用料であります。

次に、その下の段、6目 商工使用料の説明欄、観光使用料のうち、前日光つつじの湯交流館使用料 2,500万2,000円につきましては、温泉入浴料などであります。

13ページをお開きください。

上の段、7目 土木使用料の右側、3節 都市計画使用料の説明欄、公園管理使用料のうち、千手山公園遊戯施設等使用料 732万8,000円につきましては、おとぎ電車や観覧車の利用料金などあります。

次に、少し飛びまして、23ページをお開きください。

一番下の段、4目 農林水産業費県補助金の説明欄2行目、農業振興費県補助金のうち、新規就農促進総合支援事業費県補助金 7,680万9,000円につきましては、新規就農者支援に対する県補助金であります。

その下の説明欄、下から3行目になります、農地費県補助金のうち、農地関係振興事業費県補助金7,217万7,000円につきましては、多面的機能支払交付金事業に対する県補助金であります。

次に、26ページに続きます。

説明欄の一番上、林業振興費県補助金のうち、野生鳥獣対策事業費県補助金 4,307万円につきましては、有害鳥獣捕獲に対する国・県の報償金などであります。

そのすぐ下、林道事業費県補助金の、林道施設整備事業費県補助金 3,614万円につきましては、林道栗沢線と林道寄栗線の整備に対する国・県の補助金であります。

次に、5目 商工費県補助金の説明欄、観光施設整備事業費県補助金 100万円につきましては、観光客受入態勢整備に対する県補助金であります。

次に、29ページをお開きください。

下の段、17款 財産収入 2項2目 生産物売払収入の右側3節の説明欄、農業振興費生産物売払収入 1,515万6,000円につきましては、堆肥化センターで製造される堆肥の売払収入であります。

33ページをお開きください。

一番上の段 19款 繰入金 2項9目 森林環境整備促進基金繰入金 420万8,000円につきましては、森林整備を加速するため、森林環境譲与税を原資とする基金の一部を、森林経営管理事業などに繰入れるものであります。

35ページをお開きください。

一番上の段 21款 諸収入 3項3目 商工費貸付金元利収入 10億4,100万円につきましては、中小企業の経営安定や体質強化を図るための制度融資預託金の元金収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

ページが飛びます。65ページをお開きください。

2款 総務費 1項、一番下の11目 地域振興費、説明欄は、めくっていただきまして、68ページになります。

上から2つ目の○、水源地域振興拠点施設管理費 1,908万7,000円につきましては、「スノーピーク鹿沼キャンプフィールド&スパ」の指定管理料とオープニングイベント等に要する経費であります。

またページが飛びます。139ページをお開きください。

2段目の、5款 労働費 1項2目 労働力確保対策費の説明欄、1つ目の○、雇用対策費 405万3,000円につきましては、中小企業の従業員の福祉の増進及び雇用の安定を図るための補助金などに要する経費が主なものであります。

141ページをお開きください。

2段目、6款 農林水産業費 1項1目 農業委員会費の説明欄、一番下の○、農地調整費 426万6,000円につきましては、農地基本台帳の管理や農地利用状況調査等に要する経費が主なものであります。

143ページをお開きください。

6款 農林水産業費 1項3目 農業振興費の説明欄、一番下の○、新規就農促進総合支援事業費

9,277万7,000円につきましては、新規就農直後の経営確立を支援する交付金が主なものであります。

148ページをお開きください。

説明欄の4つ目の○です。農作物活性化推進事業費 3,877万8,000円につきましては、農作業の効率化や安全性向上を図るため、スマート農業機械や共同利用農業機械の導入を支援する補助金が主なものであります。

次の○、花木センター施設整備事業費 1,668万3,000円につきましては、花木センターの道の駅化に向け、セリ場等の解体設計・新設設計を行うものであります。

149ページをお開きください。

下の段、6目 農地費の説明欄、農地関係振興事業費 1億199万1,000円につきましては、次のページをお開きください。

右側説明欄の上から5行目にあります、多面的機能支払交付金が主なもので、これは、市内の35組織が、地域内の農地や畦畔、水利施設などの共同維持管理を行う交付金事業であります。

次に、そのすぐ下の○、県営土地改良事業費 3,760万3,000円につきましては、笹原田地区・引田地区・千渡地区及び、玉田地区・西茂呂地区における整備工事や換地業務、平面図作成などに係る負担金が主なものであります。

次の段、6款 農林水産業費 2項1目 林業振興費、説明欄は次のページの右側、154ページになります。

上から3つ目の○、野生鳥獣対策事業費 5,200万3,000円につきましては、有害鳥獣捕獲報償金や農地への柵の設置補助が主なものであります。

次の○、森林経営管理事業費 1億4,153万3,000円につきましては、森林経営管理制度に基づく調査や施業の委託、林業担い手育成のための補助、鹿沼産材利用者への報償、林道や作業道の修繕などが主なものであります。

155ページをお開きください。

下の段、2目 林道事業費の説明欄、2つ目の○、林道施設整備事業費 1億1,452万3,000円につきましては、林道の整備工事費や県の林道改良工事に対する市の負担金が主なものであります。

157ページをお開きください。

下の段、7款 商工費 1項2目 商工業振興費の説明欄、2つ目の○、企業誘致推進費 7,319万5,000円につきましては、市内に工場等を新設、または増設する企業に対する補助金が主なものであります。

続きまして、160ページをご覧ください。

説明欄2つ目の○、商業振興推進事業費 1億3,350万8,000円につきましては、キャッシュレス決済ポイント還元事業の委託料のほか、プレミアム付き商品券発行事業や空き店舗活用新規出店に対する補助金が主なものであります。

その下の○、工業振興推進事業費 1,133万1,000円につきましては、中小企業の販路拡張や特許等の出願、デジタル化の推進に対する補助が主なものであります。

続きまして、次のページ、162ページの説明欄1つ目の○、新産業団地整備事業費 3億3,459万9,000円につきましては、県とともに整備を進めている「鹿沼インター産業団地」の負担金のほか、新たな産業団地の整備に向けた調査費用が主なものであります。

その下の段の、3目 金融対策費、説明欄の中小企業経営対策事業費 10億9,494万2,000円につきましては、中小企業の経営安定や体質強化を図るための制度融資の預託金及び保証料補助が主なものであります。

次の段、4目 観光宣伝費の説明欄、観光物産PR事業費 3,547万1,000円につきましては、鹿沼市観光協会への補助金のほか、水源地域周辺や市西北部をPRするための経費が主なものであります。

次のページに続きまして、右側説明欄1つ目の○、観光イベント事業費 4,742万円につきましては、「鹿沼秋まつり」や「さつき祭り」、「ふる里あわの秋まつり」などの開催支援補助金が主なものであります。

次の段、5目 観光開発費につきましては、複数の観光施設の管理運営費や指定管理料が主なものであります。

説明欄2つ目の○、観光施設管理費 2,348万8,000円につきましては、「屋台のまち中央公園」や「城山公園」等の管理運営費であります。

少しページが飛びます。168ページをご覧ください、の説明欄、1つ目の○、観光交流拠点施設管理費 2,876万4,000円につきましては、「まちの駅新・鹿沼宿」の管理運営費であります。

3つ目の○、前日光つつじの湯交流館施設整備事業費 6,000万円につきましては、空調設備工事に要する経費であります。

以上で、「令和6年度一般会計予算」のうち、経済部及び農業委員会所管の主な関係予算の説明を終わります。

○小島委員長 別井環境課長。

○別井環境課長 はい、環境課長の別井です。よろしくお願いいたします。

議案第2号 「令和6年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、環境部所管の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

引き続き15ページをお開きください。戻っていただいて、15ページです。

14款 使用料及び手数料 2項2目 衛生手数料の説明欄、2段目の2行目、ごみ処理手数料 2億1,204万1,000円につきましては、事業系ごみ、家庭系の搬入ごみ等の処理手数料であります。

次の行、一般家庭ごみ処理手数料 9,892万7,000円につきましては、指定ごみ袋による家庭燃やすごみの処理手数料であります。

次に、2行下の、し尿処理手数料 2,909万9,000円につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料であります。

次に、19ページをお開きください。

15款 国庫支出金 2項3目 衛生費国庫補助金の説明欄、2段目の、ごみ処理費国庫補助金 2,687万3,000円につきましては、一般廃棄物最終処分場第2期埋立地整備に対する国庫補助金で、補助率は3分の1であります。

次に、29ページをお開きください。

17款 財産収入 2項3目 物品売払収入の説明欄、2段目、資源物売払収入 3,705万9,000円につきましては、アルミ缶などの資源ごみの売払収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

119 ページをお開きください。119 ページです。

4 款 衛生費 1 項 3 目 環境衛生費の説明欄、一番下の○、環境都市推進事業費 1,275 万円につきましては、「家庭用再生可能エネルギー設備の導入」に対する報償金、「公共施設等照明のLED化」に要する施設器具借上料などが主なものであります。

このうち、「公共施設等照明のLED化」につきましては、前年度に債務負担行為を設定しております。

次に 121 ページをお開きください。

説明欄の一番上の○、環境保全対策費 1,400 万 4,000 円につきましては、来年度から施行いたします「鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例」の運用に要する看板作成、パトロールに関する委託料及び車両の借上料などが主なものであります。

次に、131 ページをお開きください。

4 款 衛生費 2 項 1 目 環境クリーンセンター費の説明欄、一番上の○、環境クリーンセンター管理費 950 万 2,000 円、次の○、清掃施設管理費 6,718 万 5,000 円につきましては、それぞれ施設等の光熱水費が主なものであります。

次の○、リサイクル推進事業費 650 万円につきましては、資源ごみ回収団体に対する報償金及び家庭における「生ごみ処理機等設置等」への補助金であります。

次の 2 目 ごみ処理費の説明欄、132 ページの一番下の○、ごみ収集費 5 億 3,525 万 7,000 円につきましては、資源物及び廃棄物の収集業務委託料、指定ごみ袋の作成業務委託料並びにごみ分別の推進に要する経費が主なものであります。

次に、133 ページをお開きください。

説明欄の真ん中の○、ごみ処理費 7,604 万 9,000 円につきましては、資源物分別作業等に従事する会計年度任用職員の報酬及びシルバー人材センターの派遣手数料のほか、フォークリフト、計量設備等のリース料が主なものであります。

次の○、ごみ処理施設維持費 4 億 2,467 万 2,000 円につきましては、ごみ処理施設の機器類の点検整備委託料及びごみ焼却処理施設の 24 時間運転に伴う運転等業務の委託料が主なものであります。

次に、135 ページをお開きください。

説明欄の下から 2 番目の○、一般廃棄物最終処分場整備事業費 1 億 955 万 3,000 円につきましては、鹿沼市磯町一般廃棄物最終処分場の 2 期工事及び、これに伴う施工監理業務の委託費であります。

次の 3 目 し尿処理費 説明欄、136 ページ、一番下の○、し尿収集費 2,081 万 4,000 円につきましては、収集車両の燃料費、借上料及び浄化槽汚泥などの清掃業務委託料が主なものであります。

次に、137 ページをお開きください。

説明欄の真ん中の○、し尿処理費 2,263 万 4,000 円につきましては、し尿処理のための薬品などの消耗品費が主なものであります。

次の○、し尿処理施設維持費 7,067 万 3,000 円につきましては、し尿処理施設のし尿及び浄化槽汚泥受入槽などの清掃や機器類点検整備の委託料及びし尿処理施設 2 号汚泥脱水機整備工事が主なものであります。

以上で、「令和 6 年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、環境部所管の主なものについての説明を終わります。

○小島委員長 柏崎都市計画課長。

○柏崎都市計画課長 はい、都市計画課長の柏崎です。よろしくお願いします。

議案第2号 「令和6年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、都市建設部所管の主な予算についてご説明いたします。

まず、歳入についてであります、「予算に関する説明書」、戻っていただきまして、9ページをお開きください。

一番上の段、12款 交通安全対策特別交付金 1項1目 交通安全対策特別交付金 説明欄の、交通安全対策特別交付金 1,273万2,000円につきましては、交通事故の防止を目的とした道路交通安全施設を整備するために、交通反則金の収入を財源として都道府県及び市町村に交付されるものであります。

次に、14款 使用料及び手数料 についてであります、都市建設部部分につきましては、13ページをお開きください。

1項7目 土木使用料、説明欄の、土木総務使用料 528万6,000円につきましては、市が管理する青地や赤道などの占用許可に伴い納付される「法定外公共物占用料」が主なものであります。

その下、道路維持使用料 1,405万円につきましては、市道の占用許可に伴い納付される占用料であります。

その下、1つ飛びまして、住宅管理使用料 1億8,369万2,000円につきましては、市営住宅の家賃収入であります。

次に、15ページをお開きください。

2項4目 土木手数料、説明欄の、土木総務手数料 527万3,000円につきましては、建築物等の確認及び検査に係る建築確認申請等の手数料であります。

その下、都市計画総務手数料 455万9,000円につきましては、都市計画法に基づく開発許可等申請手数料が主なものであります。

次に、15款 国庫支出金 ですが、19ページをお開きください。

2項4目 土木費国庫補助金、説明欄の、土木総務費国庫補助金 374万円につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修等、また、通学路における危険ブロック塀等の撤去に対する補助金であります。

その2つ下、道路新設改良費国庫補助金 3億7,452万6,000円につきましては、上石川地内の市道0029号線ほか4路線の道路整備に対する補助金であります。

その下、道路維持費国庫補助金 のうち、道路維持管理費国庫補助金 7,000万円につきましては、東部高台地区の冠水対策及び深津の市道0006号線ほか1路線の舗装改修に対する補助金であります。

その下、道路長寿命化対策事業費国庫補助金 5,500万円につきましては、上奈良部町地内の市道0003号線ほか2路線の舗装改修に対する補助金であります。

その下、橋りょう長寿命化対策事業費国庫補助金 3,740万円につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事や定期点検及び橋梁補修詳細設計に対する補助金であります。

その下、住宅管理費国庫補助金 のうち、地域住宅交付金 4,850万3,000円につきましては、東町市営住宅の外壁ほか改修工事に対する交付金であります。

その下、空家対策事業費国庫補助金 1,000万円につきましては、空家解体事業等に対する補助金で

あります。

次に、21 ページをお開きください。

上から2段目、16款 県支出金 1項3目 土木費県負担金、説明欄の、都市計画総務費県負担金 2,457万円につきましては、緑町・幸町地区、銀座地区及び上田町・末広町地区の地籍調査に対する県負担金であります。

次に、37 ページをお開きください。

22款 市債 1項5目 土木債、説明欄の、道路新設改良債 及び 道路橋りょう長寿命化対策債 4億5,640万円、その下、市営住宅施設整備事業債 6,180万円につきましては、それぞれ事業実施に伴う市債の借入れであります。

引き続き、歳入についての主な事業をご説明いたします。

少し飛びます。167 ページをお開きください。

あ、失礼しました。

引き続き、歳出についての主な事業をご説明いたします。すみません。

167 ページをお開きください。

8款 土木費 については、ここからとなりますが、先の議会全員協議会で部長が説明いたしました事業につきましては、説明を省略させていただきます。

169 ページをお開きください。

1項1目 土木総務費、説明欄の上から3つ目の○、急傾斜地対策事業費 890万円につきましては、県が実施する工事費等の一部を市が負担するものであり、実施箇所は、深程の宮入地区ほか2か所あります。

その下の○、建築指導費 1,133万7,000円につきましては、木造住宅の耐震改修等及び通学路における危険ブロック塀等の撤去に対する補助金が主なものであります。

続いて、172 ページの説明欄をご覧ください。

一番上の○、道路台帳補正費 2,385万7,000円につきましては、市道の認定・変更・廃止に伴い、道路台帳の整備に要する経費が主なものであります。

次に、175 ページをお開きください。

一番下の段、4項1目 都市計画総務費 ですが、説明につきましては、次の178 ページをご覧ください。

説明欄、上から4つ目の○、地籍調査推進事業費 3,562万円につきましては、緑町・幸町地区、銀座地区及び上田町・末広町地区の地籍調査に要する経費であります。

次に、4項2目 土地区画整理事業費、説明欄の一番下の○、新鹿沼駅西土地区画整理事業費 7,782万7,000円につきましては、説明が180 ページに続きますが、測量等の委託料や区画道路の築造工事費及び街区の整地工事費、物件移転等に伴う補償費などが主なものであります。

次に、一番下の6目 公園管理費 についてですが、説明につきましては、182 ページをご覧ください。

説明欄、一番上の○、公園緑地維持管理費 9,160万円につきましては、都市公園の清掃や除草、樹木の剪定業務、鹿沼市公園施設長寿命化計画策定業務の委託費及び公園施設や遊具などの修繕に要する経費が主なものであります。

次に、下の段、5項1目 住宅管理費 についてですが、説明につきましては、184 ページをご覧ください。

説明欄、上から2つ目の○、市営住宅施設整備事業費 1億2,105万5,000円につきましては、みなみ町市営住宅浄化槽改修工事実施設計業務の委託費及び東町市営住宅外壁改修工事に要する経費であります。

その下の○、定住化促進事業費 1,000万円につきましては、住宅リフォーム助成事業に係る補助金であります。

最後になりますが、継続費についてご説明いたします。

243 ページをお開きください。

こちらは、先の議会全員協議会で部長が歳出予算として説明いたしました、173 ページの上から2段目、2項4目 道路新設改良費、説明欄の、道路整備事業費 7億4,862万円のうち、市道0365号線の新田橋整備工事に係る経費として、243 ページに戻っていただきまして、令和6年度に4億5,900万円、令和7年度に3億600万円、計7億6,500万円を計上するものであります。

以上で、議案第2号 「令和6年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、都市建設部が所管する主な予算の説明を終わります。

○小島委員長 倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 企業経営課長、倉澤です。よろしくお願いいいたします。

それでは、議案第2号 「令和6年度鹿沼市一般会計予算」のうち、上下水道部所管の主なものについて、ご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明をいたします。

「予算に関する説明書」、一般会計の17 ページをご覧ください。

一番下段になりますが、15款 国庫支出金 2項3目 衛生費国庫補助金 でありましたが、説明欄は20 ページをご覧くださいと思います。

上から5行目、浄化槽設置費国庫補助金 2,547万1,000円につきましては、合併処理浄化槽120基分、あわせて単独処理浄化槽の撤去65基分、及び宅内配管工事70基分の国庫補助金であります。

次に、23 ページをお開きください。

16款 県支出金 2項3目 衛生費県補助金 でありましたが、説明欄は24 ページになります。

4段目の上から8行目、浄化槽設置費県補助金 1,595万6,000円につきましては、先ほど説明いたしました国庫補助金と同様、浄化槽設置費に対する県補助金でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

ページ飛びまして、117 ページをお願いいたします。

4款 衛生費 1項1目 保健指導費 でありましたが、説明欄、118 ページの上から2つ目の○、水道事業会計繰出金 6,001万2,000円につきましては、水道事業の経営基盤の強化を図るため、旧簡易水道事業で借入れをいたしました企業債の元利償還金の一部などについて、繰り出しをするものであります。

次に、123 ページをお願いいたします。

4款 衛生費 1項3目 環境衛生費 でありましたが、説明欄、124 ページの上段の1つ目の○、浄化槽設置費補助金 7,095万1,000円につきましては、下水道区域外における合併処理浄化槽の設置及

び単独処理浄化槽の撤去、宅内配管工事費に対する補助金が主なものであります。

次に、2つ目の○、公共設置型浄化槽施設維持管理費 766万2,000円につきましては、公共設置型浄化槽の保守点検委託料が主なものであります。

次に、3つ目の○、水道未普及地域支援事業費 500万円につきましては、水道の給水区域外における飲料水の確保策としまして、個人または複数人で共同利用される方に対し、井戸、または給配水管などの給水施設の新設・改修に要する経費の一部を補助するものであります。補助率につきましては、2分の1、上限は個人・共同利用ともに1戸当たり100万円となっております。

次に、137ページをお開きください。

4款 衛生費 2項4目 地域下水処理施設費 であります。138ページの説明欄、下段の○、流通センター地域下水処理施設維持管理費 1,522万9,000円につきましては、施設の維持管理経費でございます。

次に、179ページをお願いいたします。

8款 土木費 4項4目 雨水対策費 であります。説明欄、180ページの3段目、雨水処理対策事業費 409万2,000円 につきましては、下水道処理区域外の調整池の除草などの委託料が主なものとなっております。

次に、同じページの8款 土木費の4項5目 下水道費 であります。4段目、下水道事業会計繰出金 9億6,712万4,000円につきましては、雨水処理や不明水対策に要する経費等及び下水道事業の安定的な経営のために借入れた企業債の元利償還金の一部などについて、繰り出しをするものであります。

以上で、議案第2号 「令和6年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、上下水道部所管のものについて、説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。ないの。

はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

154ページの中段ぐらいの野生鳥獣の対策事業費なのですが、柵の設置ということで、柵の設置を、今まで、大分初期のほうに設置した方は、高さがちょっと低めで、もうそれを越えてしまうというようなお話を聞いているのですが、この予算で、今後その設置していく計画というか、今現状でどのぐらいのエリアがもう済んでいて、次の段階、どういうふうに計画的に行われていくのか。

最初に設置した人が、また次の、もう一度もっと高いのを設置したいというときに、もう、どのぐらい期間を空けなくてはいけないとか、そういったルールがあるのかどうか、ちょっと教えていただきたいです。

○小島委員長 執行部の説明をお願いします。はい、どうぞ。

○福田林政課長 林政課長の福田です。よろしくをお願いいたします。

石川議員の質問にありました、野生鳥獣対策事業費ということの中の内ですね、柵設置関連についてご説明したいと思います。

現在、この柵設置補助金につきましては、まず、市の事業といたしまして、農業従事者等が、野生

鳥獣から農作物を防護するために必要な施設、電気柵等の設置を支援するもの。こちらがございます。

こちらにつきましては、資材購入の2分の1の補助金を出すというもので、3名以上の場合は30万円、2名以下の場合は5万円というような事業になります。

こちらにつきましては、現在、単年度で行っておるものでして、基本的に、支払い実績といたしましては、令和元年度から31件、飛びまして、令和4年度は19件というような補助金になっております。

こちらの補助金については、やはり以前、1メートルの高さで、実際にフェンスにつきましては、1メートル掛ける2メートル、2メートル掛ける2メートルというようなフェンスのサイズがございまして、あると思うのですが、実際のところ、最初の頃は確かに1メートルの高さに設置してみるところで、実施している事業でございましてね。

実際ちょっとエリアについては、今手元に資料等ございませぬが、各個別の、こちらの事業については、各個別のエリアについて、設置している事業で、畑を守る事業でございまして、ちょっと今手元に、そちらのエリアのちょっと資料等ございませぬが、各自、各団体において設置していると。

それから、こちらの事業について、新たにその高さを変えるというような事業に該当するかということなのですが、こちらについては、単年ごと、電気柵については、1団体1か所、1回つけてしまったところについては、期間を設ける必要があるのですが、新たにつける場合については、単年度ごとに、上限30万円という形で進めている事業でございまして。

あと、様々な、ちょっと事業ございませぬが、各団体で設置する事業、自治会等で設置する事業等もございませぬ。

そちらについては、

○小島委員長 福田課長。

○福田林政課長 はい。

○小島委員長 簡潔でいいですから。

○福田林政課長 はい、はい。

につきましては、各、やはり事業、今年度につきましては23地区ですね、実施する予定で、柵については、やはり一度設置したもので、新たに高くするというような事業には該当しておりませぬ。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 石川委員、はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

自治会のほうは、新たに高くしたい場合は難しいということがわかったのですが、前半のほうの電気柵の新規は単年度なので大丈夫だとして、そうでない場合、期間を空けなければということだったので、どのぐらい空けたらいいのですか。

○小島委員長 説明をお願いします。はい、どうぞ。

○福田林政課長 はい。ちょっと今手元に資料ございませぬが、15年と聞いております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 よろしいですか。

はい。

ほかに質疑はございませぬか。

ほかに質疑はございませんか。

はい。別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第2号中産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号中産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第4号「令和6年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 はい。それでは、議案第4号「令和6年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算について」ご説明いたします。

予算に関する説明書、公設市場特別会計の3ページをお開きください。

冊子の後ろのほうになります。

こちらの3ページをお開きください。

まず、歳入について、ご説明いたします。

1款1項1目 総務使用料 107万1,000円につきましては、右側の説明欄にありますとおり、付属営業人売場使用料や小売商組合の事務所の使用料、会議室及び駐車場の使用料であります。

次に、次の段、2款1項1目 一般会計繰入金 730万1,000円につきましては、特別会計の歳入不足を一般会計から繰入れするものであります。

次に、一番下の段、4款2項1目 雑入 352万7,000円につきましては、市場関連業者等が使用する光熱水費などの負担を、収入として見込むものであります。

次に、5ページをお開きください。

歳出について、ご説明いたします。

1款1項1目 一般管理費の右側の説明欄、3つ目の○、公設地方卸売市場施設維持管理費 1,156万4,000円につきましては、施設の維持管理のための光熱水費や、施設等の保守管理委託料が主なものであります。

以上で、本特別会計予算についての説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第4号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、原案どおり可とすることに決しました。

開催してちょうど約、大体1時間になります。

ここで休憩をいたします。

暫時休憩いたします。

再開は、11時5分といたします。

(午前10時52分)

○小島委員長 全員そろいましたので、休憩前に引き続きまして、再開いたします。

(午前11時02分)

○小島委員長 次に、議案第9号 「令和6年度鹿沼市水道事業会計予算について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 企業経営課長、倉澤です。よろしくをお願いいたします。

議案第9号 「令和6年度鹿沼市水道事業会計予算について」ご説明をいたします。

別冊になっております水道事業会計の「令和6年度予算に関する説明書」をお願いいたします。

こちらですね、横向きの冊子になります。

まず1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、前年度と比較し、収入が8.1%の減、支出が6.6%の減であります。

主な要因としまして、収入では、営業外収益のうち、栃木県の工事に伴う配水管移設補償金の減、また、支出では、原水及び浄水費の減によるものであります。

まず、収入の主なものについて、ご説明をいたします。

1款 水道事業収益の1項1目 給水収益 13億6,900万円につきましては、水道料金収入であります。

これについては、過去の使用実績をもとに計上したものであります。

次に、3目 その他営業収益 4,879万5,000円につきましては、主に公共下水道等の使用料賦課徴収業務を受託していることによる事務負担金収入を計上したものであります。

次に、2項2目 他会計補助金 905万1,000円につきましては、旧簡易水道事業で借入れしました企業債の償還利子の一部等について、一般会計から繰入れをするものであります。

次に、2項3目 長期前受金戻入れ収入 1億2,190万4,000円につきましては、施設整備等の固定資産の取得、または改良に要した国庫補助金等相当額について、繰延収益として整理し、そのうち当該年度の固定資産減価償却見合い分について、順次、長期前受金戻入れとして収益化するもので、現金を伴わない収益となります。

次に、2ページをご覧ください。

支出の主なものについて、説明をいたします。

まず、1款 水道事業費用の1項1目 原水及び浄水費 3億2,861万6,000円につきましては、浄水場維持管理委託料、また、電気料等の動力費が主なものとなっております。

次に、2目の配水及び給水費 2億4,050万2,000円につきましては、漏水調査委託料、有効期間の満了しました量水器の交換業務委託料、また、漏水修繕料が主なものとなっております。

次に、4目 業務費 1億1,940万円につきましては、水道料金の賦課徴収に関する経費で、水道料金等賦課徴収業務委託料及び電算機器の借上料が主なものとなっております。

次に、5目 総係費 6,678万4,000円につきましては、人件費が主なものでございます。

次に、6目 減価償却費 6億4,291万6,000円につきましては、建物及び構築物の固定資産減価償却費であります。

次に、2項1目 支払利息及び企業債取扱諸費 1億1,190万1,000円につきましては、現在借入れをしております企業債の償還利子であります。

次に、3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出につきましては、前年と比較しまして、収入が19%の減、支出が15.9%の減であります。

主な要因としましては、収入では、企業債、国庫補助金の減によるものです。

支出では、建設改良費の減によるものであります。

まず、収入の主なものでありますが、1款 資本的収入の1項1目 企業債 13億510万円につきましては、配水管新設事業や老朽管布設替え事業、浄水場の改修事業等に対する企業債の借入れ金であります。

次に、2項1目 出資金 5,096万1,000円につきましては、旧簡易水道事業において借入れを行いました企業債の元金償還金の一部等について、一般会計から繰入れをするものであります。

次に、3項1目 国庫補助金 6,413万7,000円につきましては、重要給水施設配水管事業等に対する国庫補助金であります。

次に、4項1目 工事負担金 5,628万6,000円につきましては、新規加入や口径変更に伴う水道加入金を計上したものであります。

次に、2目 他会計負担金 2,456万円につきましては、消火栓の設置工事負担金及び水道工事負担金を計上したものであります。

次に、4ページをご覧ください。

支出の主なものについて、ご説明をいたします。

1款 資本的支出 1項1目 配水設備拡張費 11億583万2,000円につきましては、配水管新設工事、第1浄水場更新工事に伴う電気設備及び場内配管新設工事、また、第5浄水場の高度処理施設設置に伴います場内配管新設工事が主なものとなっております。

次に、2目 配水設備改良費 8億6,080万円につきましては、漏水多発箇所を含みます配水管改良工事、また、日吉町・玉田町・上永野地区内の重要給水施設配水管の布設替え工事、また、浄水場送水ポンプ等の更新工事が主なものであります。

次に、2項1目 企業債償還金 3億300万4,000円につきましては、現在借入れをしております企業債の償還元金となっております。

次に5ページをお開きください。5ページ以降は、付属資料となっております。

5ページは、「予定キャッシュ・フロー計算書」で、水道事業における事業年度内の現金収支の状況を把握するために作成するものであります。

6ページから12ページまでが「給与費明細書」、13ページが「債務負担行為に関する調書」、14ページが「令和5年度予定損益計算書」、16ページ以降は、「令和5年度及び6年度の予定貸借対照表」となっております。

以上で、議案第9号 「令和6年度鹿沼市水道事業会計予算について」説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

4ページの建設改良費の配水設備拡張費の約11億の内訳をお願いします。

○小島委員長 説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

○関口水道課長 水道課長の関口です。よろしくをお願いいたします。

建設改良費の配水管設備拡張費につきまして、ご説明いたします。

まず、配水設備拡張費の主な支出についてですが、配水管新設工事が2億3,000万円。

施設整備費が8億4,635万6,000円であります。

配水管新設工事の主な地域は、北犬飼地域、菊沢地域、南押原地域で、それぞれ北犬飼地域が850メートル、菊沢地域が2,015メートル、南押原地域が1,560メートルで、合計の延長は4.7キロ、約4.7キロの整備であります。

施設整備費の内訳は、第1浄水場の電気設備工事と場内配管工事、第5浄水場の場内配管工事、口栗野第2浄水場の紫外線処理施設工事となります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明終わりました。

○石川委員 ありがとうございます。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第9号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第10号「令和6年度鹿沼市下水道事業会計予算について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 続いて、議案第10号「令和6年度鹿沼市下水道事業会計予算について」ご説明をいたします。

別冊になっております、鹿沼市下水道事業会計の「令和6年度予算に関する説明書」のほうをお願いいたします。

まず、1ページをお開きください。

収益的収入及び支出につきまして、説明をいたします。

前年度と比較しまして、収入が5.6%の減、支出が2.1%の増であります。

主な要因としましては、収入では、営業外収益の減、支出では、営業費用の増によるものでございます。

まず、収入の主なものについて、ご説明をいたします。

1款 下水道事業収益 1項1目 使用料 10億820万9,000円につきましては、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設のそれぞれの利用者から徴収します使用料であり、過去の実績をもとに計上をしております。

次に、2目 他会計負担金 1億6,442万円につきましては、雨水処理に要する経費を一般会計から繰入れするものであります。

次に、2項2目 他会計補助金 6億9,687万6,000円につきましては、企業債の償還利子や、減価償却費の一部に充てるため、一般会計から繰入れを行うものであります。

次に、2項5目 長期前受金戻入れ 6億2,993万1,000円につきましては、施設整備等固定資産の取得、または改良に要した国庫補助金等相当額について、繰延収益としまして整理し、そのうち当該年度の固定資産減価償却費見合い分について、順次、長期前受金戻入れとして収益化するもので、現金を伴わない収益となっております。

次に、2項6目 雑収益 2,336万3,000円につきましては、主に黒川終末処理場において、し尿汚泥・浄化槽汚泥を処分する、し尿汚泥等処理収入及び消化ガス発電によります収益を計上したものであります。

次に、2ページをご覧ください。

支出の主なものについて、ご説明をいたします。

まず、1款 下水道事業費用 1項1目 管渠管理費 2億1,703万5,000円につきましては、マンホール等の修繕工事や、施設の老朽化に伴い、計画的に改築・更新を進めるため、テレビカメラ調査や計画策定に要する委託料が主なものとなっております。

次に、2目 処理場管理費 5億7,653万6,000円につきましては、8か所あります処理施設の維持管理経費や、汚泥処分費が主なものでございます。

次に、3目 ポンプ場管理費 3,164万4,000円につきましては、樺山中継ポンプ場及びマンホールポンプの維持管理経費が主なものとなっております。

次に、4目 水質規制費 4,473万5,000円につきましては、汚水を調査・分析する委託料や薬品費が主なものでございます。

次に、5目 総係費 1,735万2,000円につきましては、人件費が主なものとなっております。

次に、6目 業務費 5,950万1,000円につきましては、賦課徴収事務を水道事業に委託していることから、水道事業へ支払う負担金が主なものとなっております。

次に、7目 減価償却費 12億4,145万3,000円につきましては、建物及び構築物等の固定資産減価償却費であります。

次に、2項1目 支払利息及び企業債取扱諸費 1億5,575万2,000円につきましては、現在借入れをしております企業債の償還利子であります。

次に、2目 消費税 5,000万円につきましては、消費税及び地方消費税の予定納付額であります。

次に、3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出につきましては、前年度と比較しまして、収入が28.7%の減、支出が16%の減であります。

主な要因としまして、収入では、企業債、補助金の減によるものです。

支出では、建設改良費、企業債償還金の減によるものであります。

まず、収入の主なものですが、1款 資本的収入の1項1目 企業債 2億8,275万円につきましては、黒川終末処理場の再構築や、汚水管・雨水管の建設工事費等の財源に充てるための地方債であります。

次に、2項1目 出資金 1億582万8,000円につきましては、企業債の元金償還金の一部等について、一般会計から繰入れをするものであります。

次に、3項 工事負担金 2,000万円につきましては、下水道を整備することにより、受益者から徴収する受益者負担金であります。

次に、4項1目 国庫補助金 2億4,875万円につきましては、黒川終末処理場の再構築事業や、污水管や雨水管建設工事費の財源に充てるための国庫補助金であります。

次に、4ページをご覧ください。

支出の主なものについて、ご説明をいたします。

1款 資本的支出の1項1目 管渠整備費 3億4,264万9,000円につきましては、污水管建設関係としまして、府中・御成橋分区など、各分区の污水管幹線工事費や、老朽管に対する管更生工事、雨水管建設関係としまして、千手雨水第1幹線整備工事が主なものであります。

次に、処理場整備費 2億5,450万円につきましては、黒川終末処理場を再構築するため、污泥処理設備等の更新工事を行うものであります。

このうち、2億円につきましては、令和6年から8年の3か年で、総額19億230万円の継続費を設定しまして、日本下水道事業団で委託し、事業を実施する予定であり、6年度の事業費は先ほど申し上げた2億円を計上しております。

次に、2項1目 企業債償還金 9億6,374万3,000円につきましては、現在借入れをしております企業債の償還元金となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

5ページは、「予定キャッシュ・フロー計算書」となりまして、下水道事業における事業年度内の現金収支の状況を把握するために作成するものであります。

6ページから12ページまでが「給与費明細書」、13ページが「継続費に関する調書」、14ページが「債務負担行為に関する調書」、16ページが「令和5年度の予定損益計算書」、16ページ以降が、「令和5年度及び6年度の予定貸借対照表」となっております。

以上で、議案第10号「令和6年度鹿沼市下水道事業会計予算について」、説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

(「はい、ありません」と言う者あり)

○小島委員長 はい。別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第10号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第11号「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第11号)について」のうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 はい。それでは、議案第11号「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第11号)」

のうち、経済部及び農業委員会事務局所管の主なものについて、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず歳入についてご説明いたします。

上から2段目、13款 分担金及び負担金 1項4目 農林水産業費負担金の説明欄、農業振興費負担金の390万7,000円の減につきましては、堆肥化センターに搬入される家畜排せつ物などが減少したことにより、利用者負担金を減額するものであります。

5ページをお開きください。

一番下の段、16款 県支出金 2項4目 農林水産業費県補助金の説明欄、農業委員会費県補助金197万3,000円の増につきましては、農業委員会の活動成果に対する補助金を増額するものであります。

次に、9ページをお開きください。

上から3段目、21款 諸収入 3項3目 商工費貸付金元利収入の説明欄、中小企業経営対策資金預託金元利収入 1億8,400万円の減につきましては、金融機関への制度融資預託金の額の確定により、減額するものであります。

次の段の4項3目 雑入の説明欄、下から3番目の肥料価格高騰対策助成金 374万6,000円の増につきましては、化学肥料低減定着対策事業への取り組みにより、増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

少し飛びまして、19ページをお開きください。

上から2段目、6款 農林水産業費 1項1目 農業委員会費の説明欄、上から、会長報酬、会長職務代理者報酬、委員報酬、農地利用最適化推進委員報酬の、こちら合計581万5,000円の増につきましては、農業委員等の活動に対する成果報酬を計上したものであります。

次の段、3目 農業振興費の説明欄、2つ目の○、新規就農促進総合支援事業費 3,925万円の減につきましては、交付金の対象となる新規就農者及び事業費の確定により、減額するものであります。

同じ説明欄の次の○、首都圏農業確立対策事業費 817万8,000円の減につきましては、施設導入支援事業費の確定により、減額するものであります。

次に、21ページをお開きください。

上から2段目、6款 2項1目 林業振興費の説明欄、1つ目の○、野生鳥獣対策事業費 673万6,000円の増につきましては、捕獲報償金の実績見込みの増により、増額するものであります。

次の段、7款 商工費 1項2目 商工業振興費の説明欄、1つ目の○、企業誘致推進費 2,188万2,000円の減につきましては、工場適地立地促進補助金等の確定により減額するものであります。

次に、その下の、3目 金融対策費の説明欄、中小企業経営対策事業費 2億2,000万円の減につきましては、制度融資の実績確定により補助金及び貸付金を減額するものであります。

次に、その下の、4目 観光宣伝費の説明欄、観光イベント事業費 261万5,000円の減につきましては、地域の祭りで繰り出す屋台に対する補助金のうち、祭りの中止や変更、不参加などによる未執行分を減額するものであります。

次に、少し飛びまして、31ページをお開きください。

繰越明許費の補正に関する調書について説明いたします。

まず、一番上の段、2款 総務費 1項 総務管理費の水源地域振興拠点施設整備事業 8,520万1,000円につきましては、施設の新築工事及び敷地造成工事完了後に備品の納品・設置や植栽工事等を

行う必要があり、工程調整に不測の日数を要するため、翌年度に繰り越すものであります。

次に、4段目の、6款 農林水産業費 2項 林業費の林道施設整備事業 1億1,958万1,000円につきましては、市管理林道の工事費及び県営林道改良整備工事の負担金について、実施期間の変更に伴い、繰り越すものであります。

その下の、7款 商工費 1項 商工費、新産業団地整備事業 4,453万9,000円につきましては、鹿沼インター産業団地の配水管新設工事の負担金について、実施期間の変更に伴い、翌年度に繰り越すものであります。

以上で、経済部及び農業委員会事務局所管の一般会計補正予算の説明を終わります。

○小島委員長 別井環境課長。

○別井環境課長 はい。引き続き、環境部所管のものについて、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

7ページをお開きください。戻っていただいて、7ページになります。

下から2番目の段、17款 財産収入 2項3目 物品売払収入の説明欄 資源物売払収入 409万6,000円の減につきましては、アルミ等の売払価格の下落により、売払収入を減額したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

17ページをお開きください。17ページです。

4款 衛生費 2項2目 ごみ処理費の説明欄、ごみ処理費 11万2,000円の増につきましては、次のページまで続きますが、当初予定をしていなかった「家庭ごみ持込みの受入れ」の実施に伴い、会計年度任用職員の報酬を増額するものであります。

以上で、議案第11号「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第11号）」のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○小島委員長 柏崎都市計画課長。

○柏崎都市計画課長 はい。引き続き、都市建設部所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入についてであります。戻っていただきまして、3ページをお開きください。

一番下の段、15款 国庫支出金 2項4目 土木費国庫補助金 説明欄、土木総務費国庫補助金 206万4,000円の減額、その下の、交通安全対策事業費国庫補助金 72万3,000円の減額、次に、6ページに続きますが、説明欄、道路維持管理費国庫補助金 360万円の減額、及び 道路長寿命化対策事業費国庫補助金 59万6,000円の減額、橋りょう長寿命化対策事業費国庫補助金 497万1,000円の減額、その下の、街路事業費国庫補助金 1,200万円の減額につきましては、国庫補助金の確定により、それぞれ補正するものであります。

次に、真ん中の段、16款 県支出金 1項3目 土木費県負担金 説明欄の、都市計画総務費県負担金 837万4,000円の減額につきましては、県負担金の確定により、補正するものであります。

次に、一番下の段、2項6目 土木費県補助金 説明欄の、土木総務費県補助金 153万2,000円の減額につきましては、県補助金の確定により、補正するものであります。

次に、9ページをお開きください。

一番下の段、22款 市債 1項4目 土木債 説明欄の、道路新設改良債 330万円の減額、その下、道路橋りょう長寿命化対策債 540万円の減額、12ページに続きますが、街路事業債 1,080万円の減額につきましては、国庫補助金の確定に伴い、それぞれ補正するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

21 ページをお開きください。

一番下の段、8 款 土木費 1 項 1 目 土木総務費 説明欄の、急傾斜地対策事業費 675 万円の減額につきましては、県が実施する急傾斜地崩落対策事業費の確定により、市の負担分が確定し、補正するものであります。

その下の、建築指導費 462 万 8,000 円の減額につきましては、24 ページに続きますが、木造住宅耐震診断事業及び改修事業、危険ブロック塀等撤去事業費の確定により、補正するものであります。

その下の、市道境界確定事業費 144 万 5,000 円の減額につきましては、狭あい道路補償費の確定により、補正するものであります。

次に、真ん中の段、2 項 3 目 道路維持費 説明欄の、道路維持管理費 720 万円の減額につきましては、市道 0346 号線無電柱化及び東部高台地区冠水対策事業費等の確定、その下の、道路長寿命化対策事業費 119 万 2,000 円の減額につきましては、市道 0003 号線ほか 3 路線の事業費の確定により、それぞれ補正するものであります。

次に、5 目 橋りょう維持費 説明欄の、橋りょう長寿命化対策事業費 903 万 6,000 円の減額につきましては、道路橋定期点検及び橋梁補修詳細設計の事業費の確定により、補正を行うものであります。

次に、一番下の段、4 項 1 目 都市計画総務費 説明欄の、地籍調査推進事業費 1,169 万 8,000 円の減額につきましては、事業費の確定により、補正するものであります。

次に、2 目 土地区画整理事業費 説明欄の、新鹿沼駅西土地区画整理事業費 8,198 万 6,000 円の減額につきましては、地権者との調整が難航したことにより、補正するものであります。

次に、3 目 街路事業費 説明欄の、都市計画道路整備事業費 1,995 万 9,000 円の増額につきましては、用地補償費の確定に伴い、事業費を補正するものであります。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

31 ページをお開きください。

8 款 土木費 1 項 土木管理費 の、急傾斜地対策事業 105 万円につきましては、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業の繰越額確定に伴い、市の負担分を繰り越すものであります。

次に、2 項 道路橋りょう費のうち、道路維持管理費 4,640 万円につきましては、東部高台地区冠水対策事業において、道路占用者との協議に時間を要し、工事発注が遅れたため、工事費を繰り越すものであります。

その下の、道路整備事業 3 億 446 万 8,000 円につきましては、市道 0029 号線ほか 9 路線の道路改良事業において、地権者との合意形成や、支障となる電柱の移設に日数を要したことから、工事費や補償費等を繰り越すものであります。

その下の、橋りょう長寿命化対策事業 650 万円につきましては、橋梁点検業務において、河川内での作業であり、渇水期の業務となることから、年度内では標準履行期間の確保が困難であるため、委託料を繰り越すものであります。

次に、3 項 河川費 の、河川維持管理費 840 万円につきましては、栃窪地内西川の護岸補修工事において、渇水期の工事となることから、年度内では標準工期の確保が困難であるため、工事費を繰り越すものであります。

次に、4項 都市計画費 の、都市計画道路整備事業 2億6,062万4,000円につきましては、都市計画道路3・4・211号鹿沼駅東通りの整備において、権利者との合意形成に日数を要したことから、工事費や補償費等を繰り越すものであります。

以上で、議案第11号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第11号）について」のうち、都市建設部所管のものについての説明を終わります。

○小島委員長 倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 引き続きまして、議案第11号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第11号）」につきまして、上下水道部所管のものについて、ご説明をいたします。

上下水道部につきましては、歳出のみとなります。

まず「予算に関する説明書」、一般会計予算の17ページをお願いいたします。

上から3段目になります、4款 衛生費 1項1目 保健指導費 であります。説明欄は18ページになりますが、水道事業会計繰出金 250万円につきまして、物価高騰により事業経費が増加しております。公営企業に対しまして、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を利用しまして、電気料高騰分に対する相当額を繰り出すものであります。

次に、25ページをお願いいたします。

8款 土木費の4項5目 下水道費であります。右側のページ、説明欄ですね、下水道事業会計繰出金 544万5,000円につきましては、これも、先ほどの水道事業会計と同様に、電気料の高騰分に相当する額について、繰り出しを行うものであります。

以上で、議案第11号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第11号）について」、上下水道部所管の主なものについて説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。宇賀神委員。

○宇賀神委員 はい、宇賀神です。

19ページの6款 農林水産業費の1項1目で、補正予算で計上された理由をお願いしたいのと、あと2点あるのですけれども、全部で3つ質問します。

その補正予算で計上された理由と、あと堆肥化センターの運営管理費について、少し説明をお願いしたいのと、

その下の新規就農者育成総合対策、マイナス3,675万円の説明を少しお願いします。

○小島委員長 説明をお願いします。はい、どうぞ。

○橋本農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の橋本です。よろしくお願いいたします。

それでは、1項1目の農業委員会費の報酬が、補正で計上された理由ということですが、これは国の農地利用最適化交付金を活用して、報酬としておりまして、この国の交付金が、令和4年度から制度改正になりまして、計算方法が変わりました。

5年度につきましては、まだその算定が、明確に算定できないというふうなことで、とりあえず、歳入につきましては、当初予算で577万3,000円という金額を計上してしまっていて、これは、農業委員会の活動実績に応じて出る交付金なので、平均値で算定した金額で、歳入については積算、予算化してしまっていて、歳出につきましては、実際その実績が、どうなるかによって、交付金の額が変更になるので、歳出については、補正対応にしようということ、当初から予定してしまっていたので、今回、

こういった形で、補正を計上させていただいたというふうなことになります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 はい、堆肥化センター。

○宇賀神委員 うん、堆肥化センター。

○小島委員長 はい。

はい、どうぞ。

○古澤堆肥化センター所長 堆肥化センター所長の古澤です。よろしくお願いします。

堆肥化センター管理運営費 114 万 5,000 円についてなのですが、報酬 81 万 5,000 円につきましては、会計年度任用職員さん。

○小島委員長 マイク入ってます？

○古澤堆肥化センター所長 すみませんでした。

報酬 81 万 5,000 円につきましては、会計年度任用職員さんの昇給分の報酬となります。

11 の役務費手数料につきましては、化学肥料低減定着対策事業としまして、国庫補助金、鹿沼市が取り組んだ、堆肥化センターの利用をした農家に対しての購入費用の補助をするという事業がありまして、そちらの代金回収について農協さんに回収、口座引き落としをしてもらっている分の、口座引き落としの手数料ということになります。

以上となります。

○小島委員長 はい、農政課長。

○池澤農政課長 はい、農政課長、池澤です。よろしくお願いいたします。

新規就農促進総合支援事業費のうち、交付金、新規就農者育成総合対策の 3,675 万円の減についてご説明いたします。

こちら、49 歳以下の認定新規就農者に対しまして、3 年間、150 万円補助する事業がございます。

その事業につきまして、継続利用の 4 名のうち、まず 2 名の方ですね、この方が、国の予算の関係で、前年度に前倒し交付を受けたための減、75 万円、150 万円の半分であります。

150 万円を前期と後期に分けて支出するのですが、前期分として、前年度のうちに 75 万円の交付を受けた方が 2 名いらっしゃいました。

そのほかに、新規で交付対象となる方を 4 人見込んでいたところですが、実際には 3 人ということで、1 名が減になりまして、この事業で、まず 300 万円の減がございました。

次に、経営発展支援事業という、49 歳以下の認定新規就農者に対しまして、機械や施設の導入費用を補助するものがございます。

最大で 750 万円の補助となります。

この資金に対しまして、まず、経営開始資金を併用して、新規就農した方 4 人を見込んでおりましたが、実際には 3 人しかおらず、1 名減となっております。

ここでまず 375 万円が減となりました。

続きまして、親元就農により、新規就農をする方 4 人を見込んでいたところですが、こちらの利用がなかったということで、3,000 万円の減ということになりまして、合計で 3,675 万円の減という内訳でございます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員 はい。ありがとうございました。

○小島委員長 はい。

ほかに質疑はございませんか。はい、駒場委員。

○駒場委員 駒場です。

31 ページの繰越明許のことをちょっと聞き損じてしまったものですから、ちょっと説明をお願いしたいと思うのですが、7 款の商工費の新産業団地整備事業費の 4,453 万 9,000 円のことなのですが、鈴木産業誘致室長のほうにちょっとお聞きしたいのですが、上段の林道整備のほうも実施期間の変更ってことの説明だったような気がするのですが、産業団地のほうも実施期間の変更と、ちょっと聞いたと思うのですが、まずそれがそうかということ。

その理由というのが、ちょっとわからないので、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○小島委員長 説明をお願いします。はい、どうぞ。

○鈴木産業誘致推進室長 産業誘致推進室長の鈴木です。

駒場議員の質問にお答えいたします。

まず期間についてですが、これは理由に絡んでくるのですが、この鹿沼インター産業団地につきましては、当初、今年度、水道のほうは、今年度で水道のほうは予定していたのですが、その鹿沼インター産業団地の中の権利者のお一人が、移転に時間がかかりまして、不測の日数を要したことで、栃木県の道路事業が、来年度まで延びることになりました。

そのため、その工期分に関しては、水道も道路事業とあわせてやらなければいけないので、その水道工事については来年度、工期を延長させていただいて、実施することになったことで、期間が、延びたというような形になります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 はい、いいの、

○駒場委員 はい。

○小島委員長 いいの。

○駒場委員 はい、わかりました。

○小島委員長 はい、ほかに。

ほかに質疑はございませんか。はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

4 ページの堆肥化センターの利用者負担金が約 400 万円ぐらい減っているということで、排せつ物の減少ということだったのですが、排せつ物の量が減ったということなのか、利用者の人数自体が減っているのか、そのあたりと、傾向を教えてくださいたいです。

○小島委員長 説明をお願いします。はい、どうぞ。

○古澤堆肥化センター所長 負担金の減についてですが、はい。

利用者の減は、ほぼありませんが、搬入物自体の減になります。

家畜排せつ物が、当初見込んでいたよりも減しまして、見込みの量が 2,543 トン減の、当初予算に関しましては、7,188.7 トンと見込みます。

剪定枝につきましても、120.5 トンの減で、214.2 トンと見込みまして、それらの減少分の負担金額

となります。

以上です。

○小島委員長 はい、石川委員。

○石川委員 はい。その減った、全体的に減った主な理由というのはどういうふうと考えられますか。

○小島委員長 説明をお願いします。どうぞ。

○古澤堆肥化センター所長 そうですね、搬入量が減っている、家畜排せつ物につきましては、各畜産農家さんでの経費、燃料費とか、光熱費とか値上がりしている分、その分を何ですかね、その分がその負担の、搬入をする負担金の分をくっているという感じということをお聞きしています。

剪定枝につきましては、搬入業者さんへの受注件数とか、受注量の減少が起因すると思われると思います。

以上です。

○小島委員長 はい、石川委員。

○石川委員 ありがとうございます。

今後の堆肥化センターの修繕とか、そういったものも考えていく上で、お聞きしておきたいなと思って伺いました。

ありがとうございました。

○小島委員長 ほかに。はい、鈴木委員。

○鈴木委員 はい。

さっきね石川委員、僕もこれ聞こうかなと思ったんですね。

あえてちょっと質問じゃないのですけども、うちの近くの農家も、持って行かないで自分で使っちゃってるんですよ。

自分でまいて、自家消費で、地消地産っていうのですか、よくわかんないけど。

だから、だけれども、これがどんどん増えてしまうと、堆肥化センターの意味がなくなってしまうのではないかなと思う。

そこら辺は執行部ではどういうふうにお考えになっているかというのと。

僕の質問は、20 ページの、これは橋本さんに聞きたい。

「これ、農地調整費って何ぞや」というのをちょっとお聞きしたいのですけれども、その2点をお願いします。

○小島委員長 説明を求めます。

まず、堆肥化センター、お願いします。はい、どうぞ。

○古澤堆肥化センター所長 はい、自家圃場への還元ということですがけれども、当然そちらで回っていると、堆肥化センターへの搬入というのは減ってくると思われてきます。

ただ、そうですね、先ほども言ったように経費が農家さんでもかかっているんで、その分圧縮するために、堆肥化センターへの搬入がちょっと減っているというところが、実情、現状、先ほどと同じ説明になってしまいますけれども、そういう現状ではあります。

以上です。

○小島委員長 もう1つ。

○鈴木委員 もう1つ。

○小島委員長 はい、どうぞ。

○橋本農業委員会事務局長 はい、では、農業委員会費の中の農地調整費のことなのですが、これは、農業委員会のシステムの入力をしていただいている会計年度任用職員さんの人件費分になります。

最低賃金の引き上げと人事院勧告のベースアップ分ということで、この金額を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

堆肥化センターの件は、うち、地元の4件、酪農というか、牛をやっている方がいるんですけども、1件しか持って行ってないのですよ。

最初は持って行ってたと。

だけど、やっぱり自分で使ったほうが得だということで、そういう状態が増えちゃうと、堆肥化センターの意味合いがなくなってしまうので、そこら辺の抜本的な改革していかないとちょっと堆肥化センターね、あまり運営的にどうなのかなと思う部分もあると思うので、そこはお願いしたいというのと。

農地調整費の意味はわかりました。

僕は何かね、また農地をつぶす何か作業するのかなと思ったもので、それでちょっとお聞きしたかったです。

以上です。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第11号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

(午前11時56分)

○小島委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後1時00分)

○小島委員長 次に、議案第19号「市道路線の認定について」及び議案第20号「市道路線の廃止について」並びに議案第21号「市道路線の変更について」は関連しておりますので、一括して議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。湯沢維持課長。

○湯沢維持課長 維持課長の湯沢です。よろしく申し上げます。

まず、議案第19号「市道路線の認定について」、ご説明いたします。

お手元にお配りいたしました、右肩に番号がつけてあります図面をあわせてご覧ください。

今回の路線認定の対象は、開発行為により、新たに築造された道路が5路線、水源地域振興拠点施設整備事業により、一部が新たに築造された道路が1路線の、合計6路線であります。

お手元の図面では、対象路線を実線表示しております。

まずNo.1の図面は、上殿町地内の市道3372号線、延長は80メートル、及び上殿町地内から村井町地内にかけての市道3373号線、延長は132メートルになります。

次に、No.2の図面は、緑町2丁目地内の市道5428号線、延長は220メートルになります。

次に、No.3の図面は、幸町1丁目地内の市道5429号線、延長は110メートル。

次に、No.4の図面は、茂呂地内の市道7589号線、延長は90メートルになります。

次に、No.5の図面は、上南摩町地内の水源地域振興拠点施設整備事業により、一部が新たに築造された市道8249号線で、延長は400メートルになります。

以上で、議案第19号「市道路線の認定について」説明を終わります。

次に、議案第20号「市道路線の廃止について」ご説明いたします。

同様に、お手元の図面をご覧ください。

今回の路線廃止の対象は、市道廃止後の払下げにより、一体的な土地利用を目的としたものが2路線、同じく一体的な土地利用による開発行為を目的としたものが1路線、上南摩地内の水源地域振興拠点施設整備事業区域内に含まれ、道路としての機能を失うものが3路線の、合計6路線であります。

お手元の図面では、対象路線を実線表示しております。

まずNo.1とNo.2の図面は、廃止後の払下げにより、一体的な土地利用を目的とした、順に、上石川地内の市道7811号線、延長は135.74メートル、茂呂地内の市道7952号線、延長は103.18メートルになります。

次に、No.3の図面は、廃止後の払下げにより、一体的な土地利用による開発行為を目的とした、茂呂地内の市道7957号線、延長は111.7メートルになります。

次に、No.4の図面は、「水源地域振興拠点施設整備事業」区域内に含まれる、市道8727号線、延長は309.72メートル、H054号線、延長は54.49メートル及びH055号線、延長は71.01メートルになります。

以上で、議案第20号「市道路線の廃止について」説明を終わります。

次に、議案第21号「市道路線の変更について」ご説明いたします。

同様に、お手元の図面をご覧ください。

今回の路線変更の対象は、上南摩地内の水源地域振興拠点施設整備事業区域内に市道の一部が含まれることから、関係する1路線の起点及び終点を変更するものです。

お手元のNo.1の図面についてですが、変更前の路線を破線表示、変更後の路線を実線表示しております。

対象路線である市道8220号線の起点及び終点を変更し、延長を627.16メートルから240.0メートルへ変更いたします。

以上で、議案第21号「市道路線の変更について」説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 19 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号については、原案どおり可とすることに決しました。

続いて、議案第 20 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号については、原案どおり可とすることに決しました。

続いて、議案第 21 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 31 号 「鹿沼市都市農村交流施設条例の一部改正について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。池澤農政課長。

○池澤農政課長 それでは、議案第 31 号「鹿沼市都市農村交流施設条例の一部改正について」ご説明いたします。

都市農村交流施設は、都市及び農村の共生を推進するため、栗野都市農村交流館と永野都市農村交流館の 2 か所を設置しております。

そのうち、永野都市農村交流館は、下永野の永野郵便局近くに、平成 11 年に開設され、農業団体の集会や都市住民の交流の場として利用されてきました。

しかし、平成 30 年、同施設を活用して都市農村交流事業を実施していた地元農業団体の解散に伴いまして、利用実績は激減し、その後の年間利用日数は数日程度という状況が続いております。

また、平成 19 年に永野コミュニティセンターが開設したことにより、農業団体を含む各種団体の集会で使われることもなくなりました。

そのため、自治会や過去の利用者に対する確認を行いました。引き続き積極的な利用意向はなく、また、建物の老朽化も進んでおり、今後の利活用が見込めないことから用途を廃止いたします。

これにより条例の「名称及び位置」のうち、永野都市交流館に関する記載を削除するものであります。

なお、条例の施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日としております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

老朽化が進んでいるということなのですが、利用停止した後は、その後どのようにになりますか。

○小島委員長 はい、どうぞ。

○池澤農政課長 はい、石川委員のご質問にお答えいたします。

老朽化が進んでいると言いましても、今すぐに取り壊さなければならないような状態ほど傷んでいる状態ではありません。

それなので、市がお金をかけて解体するよりは、もっと老朽化が進んでしまう前に施設の有効活用の筋道を立てていくのが重要だと考えております。

したがいまして、今後、普通財産に移管し、民間も含めた有効活用に向けて、行政経営課と調整を進めていきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明終わりました。

いいですか。

はい。ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 31 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 32 号「鹿沼市前日光あわの山荘条例の廃止について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。渡辺観光交流課長。

○渡辺観光交流課長 観光交流課長、渡辺です。

議案第 32 号「鹿沼市前日光あわの山荘条例の廃止について」ご説明いたします。

前日光あわの山荘につきましては、台東区からの譲渡を受け、平成 31 年 4 月から鹿沼市が運営をしてまいりましたが、公共施設等民間提案制度によるグランピング事業の事業化に向け、本施設を行政財産から普通財産に切り替え、提案者と賃貸借契約を締結するため、本条例を廃止するものであります。

なお、条例の施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日としております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 32 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 33 号「鹿沼市市営住宅条例等の一部改正について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。湯澤建築課長。

○湯澤建築課長 はい、建築課長の湯澤です。よろしくお願ひいたします。

議案第 33 号「鹿沼市市営住宅条例等の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正につきましては、「鹿沼市市営住宅条例」、「鹿沼市市営従業員用住宅条例」及び「鹿沼市

市営若年勤労者用住宅条例」の3つの条例について、主に、「市営住宅における子育て世帯の優先入居の実施」及び「3つの住宅における入居要件の緩和」のために行うものであります。

まず、第1条による改正「鹿沼市市営住宅条例の一部改正について」であります。令和5年8月に県が「県営住宅への子育て世帯の優先入居」を発表し、令和5年12月から取り組みを始めております。

本市も、「市営住宅の子育て世帯の優先入居」を実施するために、優先入居の規定の見直しを進めていくに当たって、この規定を規則に委任したいと考えております。

また、市営住宅の入居に当たり、連帯保証人を求めています。これが入居希望者の負担にもなっていることから、民間賃貸住宅にならない、家賃債務保証、これは法人による保証になりますが、そちらも対象とできるように見直しを行います。

さらに、市営住宅の入居に当たり、原則として「同居親族」を求めておりましたが、平成23年の公営住宅法改正により、法律上の同居親族要件は撤廃されております。

近年、単身者の入居相談なども増えているため、「同居親族の規定」を撤廃し、入居要件の緩和を行います。

次に、第2条による改正「鹿沼市市営従業員用住宅条例の一部改正について」であります。従業員用住宅も入居に当たり、連帯保証人を求めており、市営住宅と同様に、家賃債務保証も対象とできるように、見直しを行います。

次に、第3条による改正「鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部改正について」であります。若年勤労者用住宅につきましても、連帯保証人に代わり、家賃債務保証も対象とできるように見直しを行います。

また、若年世帯が入居しやすくなるよう、「入居しようとする者の年間の合計所得金額」の規定を撤廃しまして、入居要件の緩和を行います。

3つの条例とも施行日は、令和6年4月1日から適用いたします。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。橋本委員。

○橋本委員 橋本です。よろしくお願いします。

市営住宅の入居時に、家賃債務制度の利用が可能となるとのことでしたが、実際に市営住宅抽せんに当選したが、連帯保証人がいなくて、結局は入居できなかったというお話も聞いたことがあるのですね。

具体的にどんな手続をすることで、連帯保証人の代わりになるのか、お聞かせください。

○小島委員長 説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

○湯澤建築課長 はい。橋本委員の質疑にお答えいたします。

家賃債務保証についてのまず説明をさせていただきます。

入居に当たりまして、連帯保証人が見つからないなど、そういったことが入居者のハードルになっていると、状況がありまして、この家賃債務保証とは、入居希望者が賃貸住宅を契約を締結する際に、連帯保証人に代わって、保証会社が貸し主の連帯保証人に近い役割を果たす制度であります。

実際に考えているのが、家賃債務保証業者につきましても、国土交通省が設立しました、家賃債

務保証業者登録制度というものがございまして、そこに登録されている業者を設定する予定となっております。

従来家賃債務保証業者というのは、認可が不要の業者が自由に始められた業種だったのですが、過度な取り立てなどでトラブルになるケースもありまして、その登録にある業者、信頼の高い業者が、国土交通省のホームページにも記載されておりますので、そういった業者を選定していくようになります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

○橋本委員 ありがとうございます。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。はい、はい、鈴木委員。

○鈴木委員 今橋本議員が言ったケースで、連帯保証人がいないから民間の保証会社が保証人になるという制度だと思うのです。

それも使えなかった場合はもう入れないということですかね、そうすると。

○小島委員長 説明をお願いします。はい、どうぞ。

○湯澤建築課長 はい、連帯保証人、もしくは、その保証会社ですね、そちらの契約がない限りはちょっと入居は無理ということでございます。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第33号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第34号 「鹿沼市みちの休憩所条例の一部改正について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。渡辺観光交流課長。

○渡辺観光交流課長 観光交流課長、渡辺です。

議案第34号「鹿沼市みちの休憩所条例の一部改正について」ご説明いたします。

本条例は、草久地内に「鹿沼市白井平みちの休憩所」を新たに設置するための条例改正であり、新旧対照表42ページのとおり、別表第2に追記するものであります。

本施設につきましては、東大芦川ダム建設事業中止に伴う代替え事業の1つとして県が整備をしたもので、4月から市が管理を行うこととなります。

紅葉シーズンに多くの観光客が訪れる大芦溪谷の白井平橋から下流に徒歩3分から4分のところに位置しておりまして、トイレ1棟と30台分の駐車スペースを備えております。

本施設が設置されることにより、長年の課題でありました紅葉シーズンの路上駐車が解消されるものと期待をしております。

なお、条例の施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 34 号につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 35 号 「鹿沼市上下水道事業経営委員会条例の制定について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 企業経営課長、倉澤でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第 35 号 「鹿沼市上下水道事業経営委員会条例の制定について」ご説明をいたします。

水道事業及び下水道事業につきましては、日々の生活に欠かすことのできない重要な生活基盤として安定的な運営が求められております。

しかし、近年物価高騰や、老朽化した管路等の増加によりまして、より健全で透明性の高い事業経営をしていかなければならないと、そういうふうと考えております。

このため、上下水道部内に、知見を有する方や各団体の代表者等を委員とした「鹿沼市上下水道事業経営委員会」を新たに設置するための条例であります。

この委員会では、料金等について市長の諮問に応じ、調査審議の上、答申を行うこと、また、各種計画や大規模事業、新規事業に関することについて、ご意見をいただき、多くの声を事業に反映していくために設置するものでございます。

また、附則において、「鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正を行い、委員の報酬を定めるものであります。

施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 35 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

(閉会 午後 1 時 22 分)